

福岡県公報

平成十八年二月十日
第二千四百九十四号
増刊 ①

目次

告 示(第二百八十一号―第二百八十七号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ……………一

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ……………一

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正

(環境保全課) ……………一

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)

……………一

告 示

福岡県告示第二百八十一号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

指定地域に係る図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第二百八十二号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第二百八十三号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第二百八十四号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場）に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第二百八十五号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百八十六号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場）に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第二百八十七号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中「うきは市」の下に「宮若市」を加え、「宮田町、若宮町」を削る。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表北九州教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡

第二条 福岡県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表北筑後教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

久留米市 小都市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡

第三条 福岡県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表筑豊教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡

附 則

この規則中、第一条の規定は平成十八年二月十一日から、第二条の規定は平成十八年三月二十日から、第三条の規定は平成十八年三月二十七日から施行する。

発行
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)